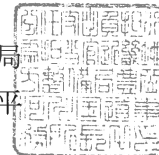


入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月28日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局
豊岡河川国道事務所長 和 佐 喜 平



1. 一般競争に付する事項

(1) 調達案件の名称

及び数量

北近畿豊岡自動車道事業他不動産権利登記業務（電子入札対象案件）

契約予定数量 所有権移転 225件 外 302件

なお、特記仕様書の予定数量はあくまで予定であり、実際の発注は増減が生ずる場合がある。

その他詳細は別冊仕様書のとおり。

(2) 調達案件の概要

豊岡河川国道事務所において、権利に関する登記業務を単価契約で行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県豊岡市幸町10-3 豊岡河川国道事務所管内

(5) 入札方法

- ① 基準単価項目（所有権移転 1件）に対する単価につき入札に付する。（但し、消費税及び地方消費税は含まない）
- ② 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 郵送又はFAXによる入札は認めない。
- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、入札、競争参加資格確認申請書及び証明書等の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

(1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 司法書士法第 73 条等の規定に違背することなく同法第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号の事務を行うことができる者であること。
- ④ 兵庫県内に事務所を有する司法書士、主たる事務所若しくは従たる事務所を有する司法書士法人又は主たる事務所を有する公共嘱託登記司法書士協会であること。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦ 電子入札システムによる場合は、電子認証（IC カード）を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒668-0025
兵庫県豊岡市幸町10-3
国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 経理課 契約係
電話0796-26-2411
- (2) 入札説明書の交付場所 上記(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間
平成25年5月28日（火）から平成25年6月11日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
- (4) 入札説明書の交付方法
書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムの URL
国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (6) 電子入札システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限
平成25年6月11日（火） 16時00分
- (7) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成25年7月2日（火） 16時00分
- (8) 開札の日時及び場所
平成25年7月3日（水） 13時30分

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
- ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(5)に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
- なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (7) 契約単価の決定方法
- 基準単価項目(所有権移転 1件)については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したものを契約単価とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)
- その他の項目については、落札された入札書記載価格に、特記仕様書に記載している基準単価率(当該単価を基準単価で除したもの)を乗じたうえ、有効数字を上位4桁とし、5桁以下を切り捨てた後に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を契約単価とする。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) その他詳細は入札説明書による。